

3) 各緑地の保全方針

(1) 樹林地等

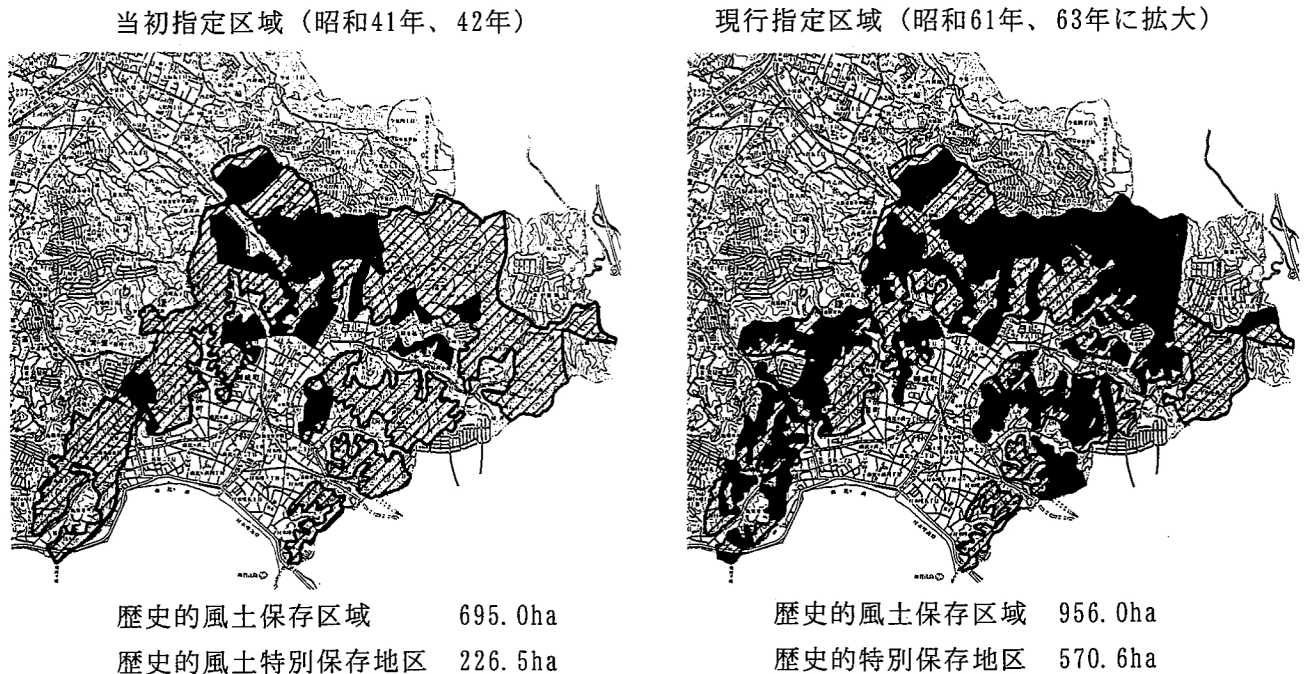
① 歴史的風土保存区域内の樹林地等（同様の条件をもつ丘陵先端部の樹林地を含む）

● 緑地の現況と経緯及び課題

- 現況特性 ———
- ・ 発達した谷戸と起伏に富んだ地形をもつ。
 - ・ 自然植生やヤブコウジースダジイ群集等の貴重な植物群集の生育地が分布するほか、アオゲラ等の貴重動物を含む豊かな動物相の生息が見られる。
 - ・ 国民的遺産である古都の歴史的遺産を内包する。
 - ・ 土砂崩壊の危険性をもつ場所が緑地全体に広がっている。
 - ・ 鎌倉地域の市街地の背景をなす自然景観地を構成する。

- 制度の指定状 —
- ・ 大部分が市街化調整区域の緑地であり、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の指定を受ける。
 - ・ これに加え、風致地区（全域）、保安林（一部）、文化財（一部）、市条例に基づく保存樹林（一部）が重複指定されている。
 - ・ 歴史的風土特別保存地区は、当初（昭和42年）若宮大路を中心とする由緒ある古跡や史跡を中心に指定されたが、その後昭和63年に切通しややぐら群を中心に大幅な指定の拡大が図られた。
 - また、歴史的風土保存区域についても、昭和61年に常盤山を中心として指定区域が拡大された。

図4-3 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の指定区域の変遷



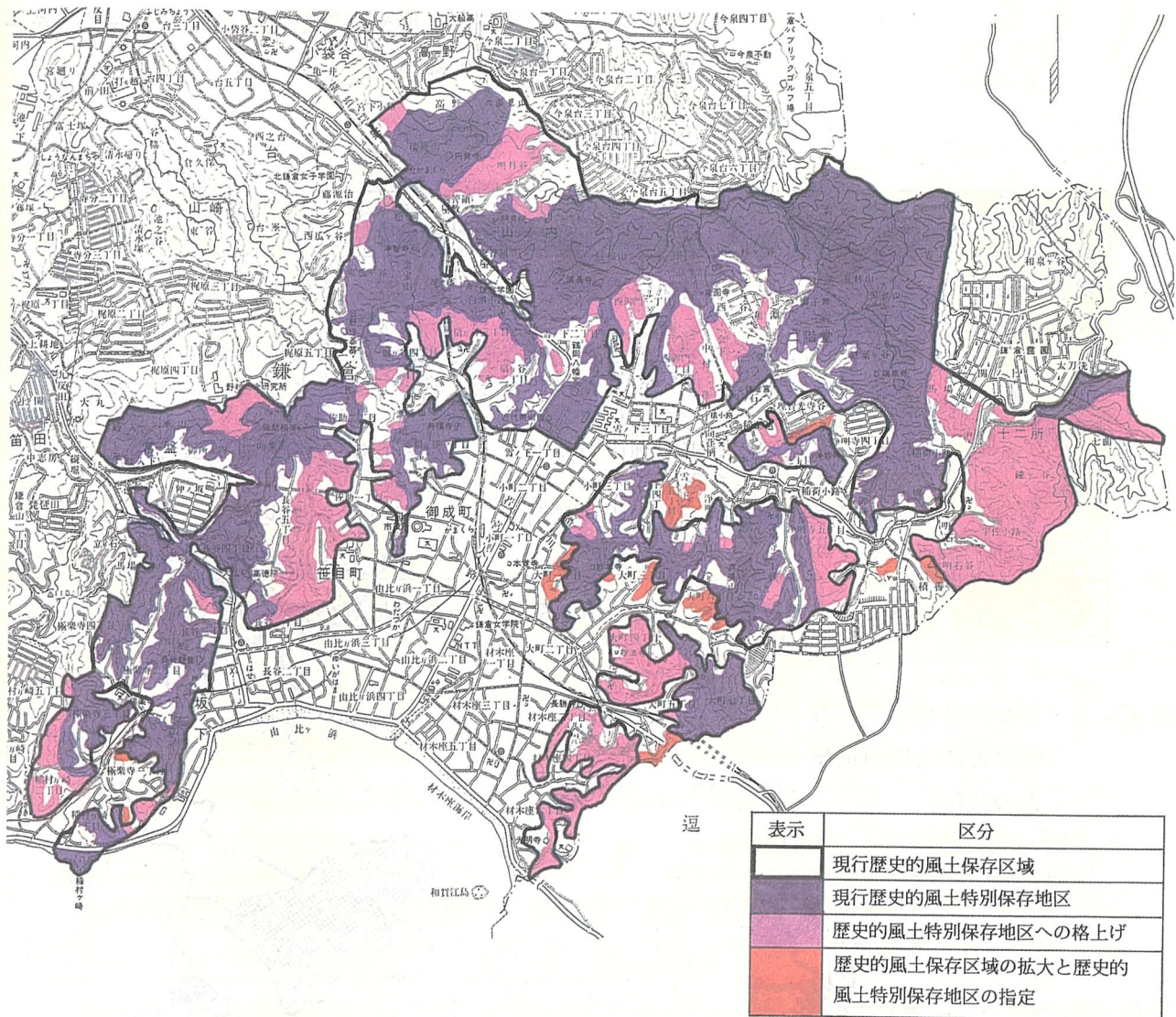
- ・平成7年度までに歴史的風土特別保存地区内の31.0ha（指定面積の5.4％）の土地が買入れられている。

- 課題
- ・丘陵先端部の一部に、歴史的風土保存区域の指定要件を満たす可能性をもつ樹林地が残されている。
 - ・開発圧は小さいが、歴史的風土特別保存地区以外の緑地については開発が可能である。
 - ・土砂崩壊の危険性をもつ斜面緑地に対する防災対策が必要である。

●保全及び対応の方針

項目	方針
保全の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・自然共生型・低負荷型の都市環境の基盤をなす緑地として、丘陵の自然的環境を一体的に保全する。 ・萌芽更新などの植生に応じた適切な管理によって樹林地の荒廃化を防ぐとともに、面的ビオトープ空間としての多様な形態をもつ自然環境を保全・育成する。 ・貴重な動植物の生息生育地に対しては、これらの生物が持続的に共存できるよう、周囲も含めた形で保全し、適切な管理を行う。 ・豊かな自然と多くの歴史的遺産が融和した歴史的風土を一体的に保存し、次代へ継承する。 ・周辺市街地や海浜などから背景として眺められる緑地を、鎌倉らしさを特色づける景観資源として保全するとともに、市街地景観が眺められる眺望地点を確保する。 ・土砂崩壊等の災害の危険性をもつ区域の緑地に対しては、その保全とともに景観面や環境面に適合した防災対策を行う。
対応の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法により、緑地全体の担保力を高める。

図4-4 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による
緑地の担保力の強化



②歴史的風土保存区域以外の市街化調整区域の樹林地等

●緑地の現況と経緯及び課題

- 現況特性 —
- ・横浜市の大磯山から続く広域的な緑地拠点の一部をなす。
 - ・クヌギ・コナラの二次林とスギ・ヒノキの混交林で、十二所や岩瀬などには貴重な動植物の生息・生育地が分布する。
 - ・近郊緑地保全区域内には墓園及びゴルフ場が存在する。
 - ・土砂崩壊の危険性をもつ場所が見られる。

- 制度の指定状況及び経緯 —
- ・大部分が近郊緑地保全区域の適用を受けるほか、風致地区（一部）保安林（一部）、県自然環境保全地域（一部）、保存樹林（一部）が重複して指定されている。
 - ・近郊緑地保全区域は、昭和44年の指定以来見直しは行われていない。

- 課題
- ・近郊緑地保全区域の現行指定区域に隣接して、その指定要件を満たす可能性のある樹林地が残されている。
 - ・近郊緑地保全区域内に残る十二所や岩瀬地区等の良好な樹林地を一体的に保全していく必要がある。

●保全及び対応の方針

項目	方針
保全の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存区域につながる骨格緑地として、その自然的環境を一体的に保全する。 ・萌芽更新などの植生に応じた適切な管理によって樹林地の荒廃化を防ぐ。 ・貴重な動植物の生息・生育環境を保全・管理するとともに、面的ビオトープ空間としての機能を確保する。 ・市境沿いに延びる市街地の背景をなす緑地として、斜面地及びスカイラインの自然的景観を保全する。 ・土砂崩壊の危険性をもつ場所に対しては、環境面、景観面に適合した防災対策を行う。
対応の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏近郊緑地保全法により、残された樹林地等の担保力を高める

図4-5 首都圏近郊緑地保全法による緑地の担保力の強化

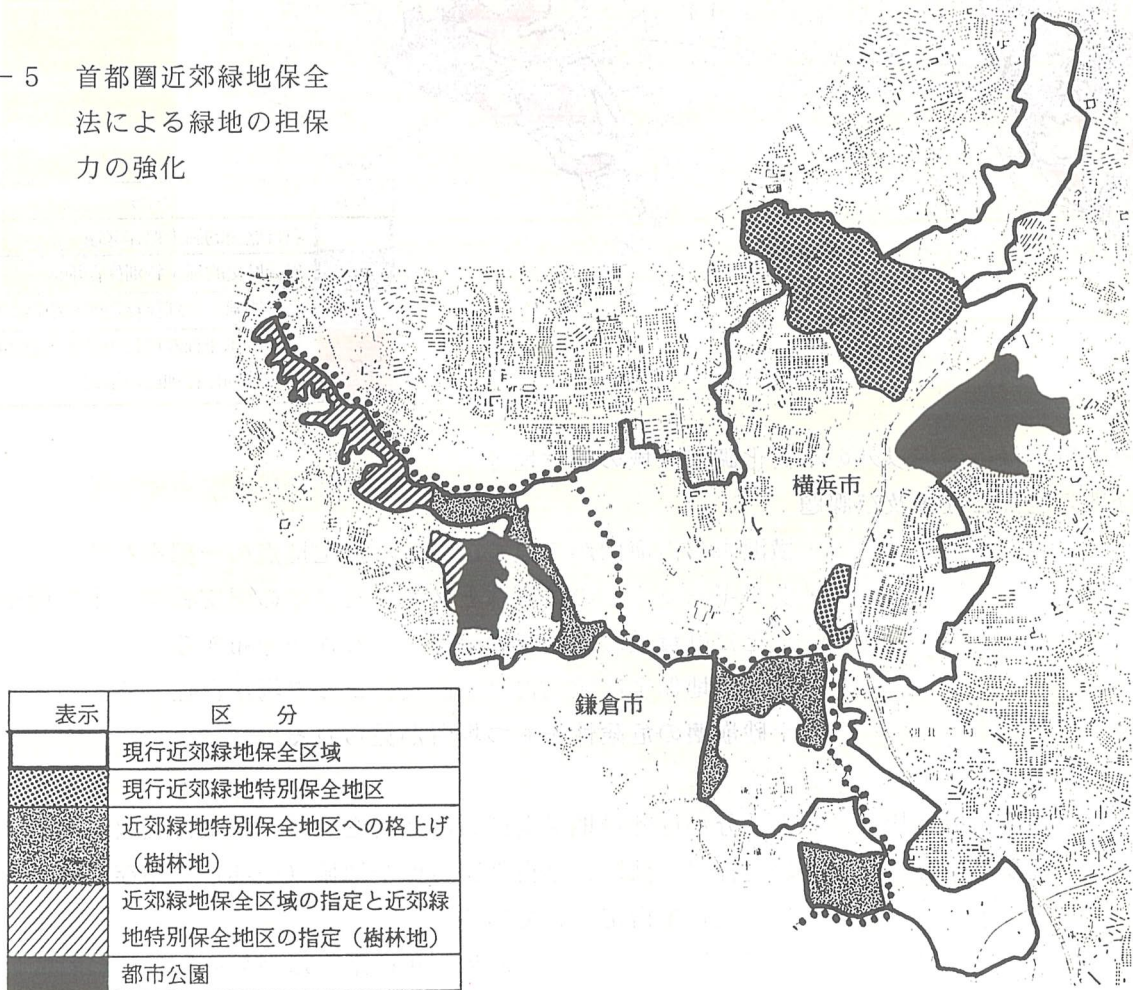


図4-6 首都圏近郊緑地保全法による緑地の担保力の強化
(近郊緑地保全区域の指定拡大)

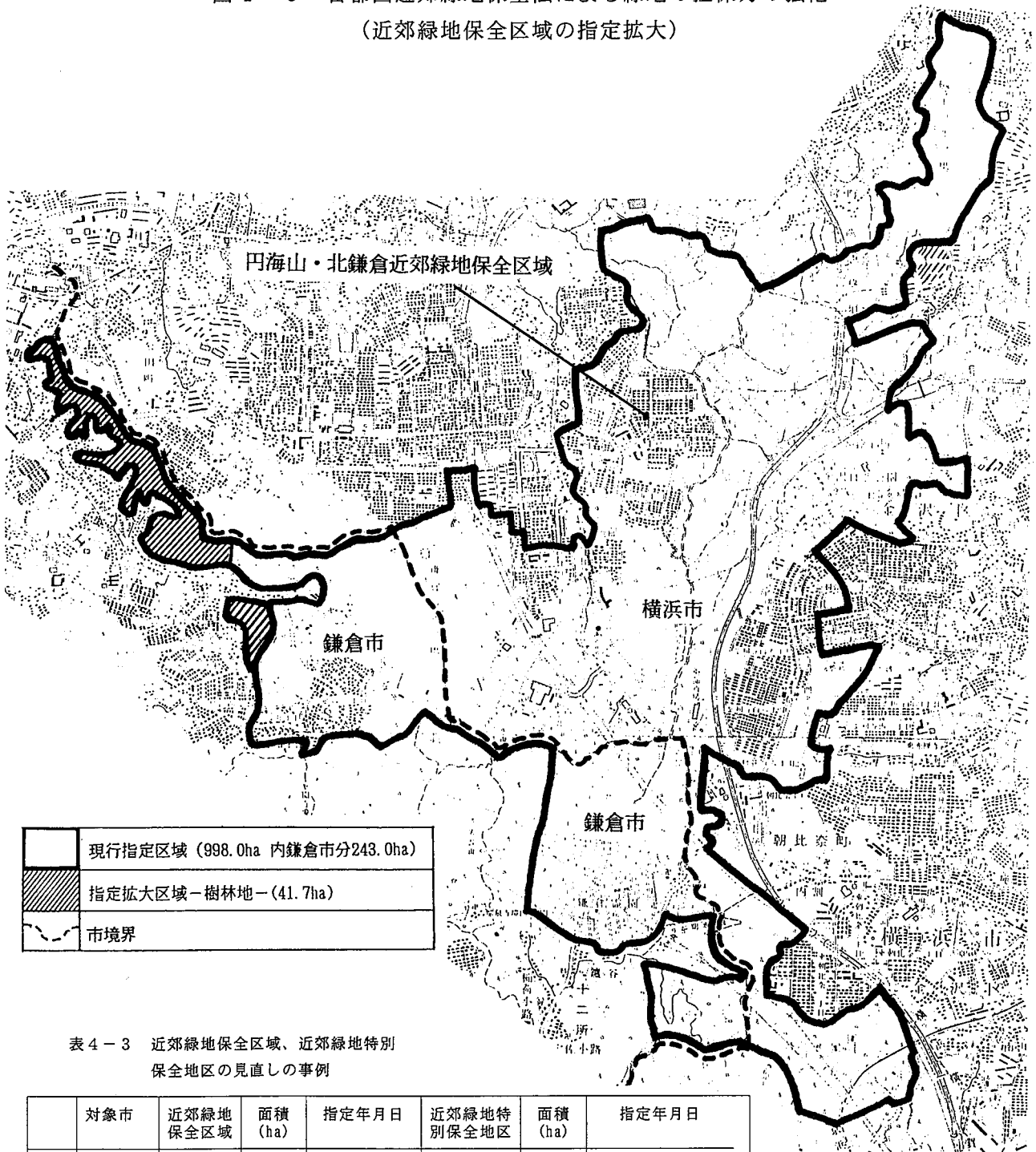


表4-3 近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区の見直しの事例

	対象市	近郊緑地保全区域	面積 (ha)	指定年月日	近郊緑地特別保全地区	面積 (ha)	指定年月日
神奈川県	相模原市	相模原	644	S42. 2. 16指定	相模原 相模横山・ 相模川	73.0	S48. 9. 14指定
				S46. 4. 30変更		103.0	H 7. 3. 14変更
兵庫県	神戸市、 西宮市、 他2市	六甲	13,015	S43. 2. 23指定	打越山	118.2	H4. 11. 24
				S44. 4. 11変更	坊主山	21.2	H4. 11. 24
				S46. 3. 10変更	摩耶・諏訪山	479.4	S43. 3. 23 H4. 11. 24
				S61. 7. 30変更	高取	68.5	S43. 3. 23 H4. 11. 24
					東須磨	171.7	S43. 3. 23 H4. 11. 24
					西須磨	21.0	S43. 3. 23
					東鉢伏山	81.3	H4. 11. 24
					千刈	67.4	H4. 11. 24
					鎌倉峽	193.5	H4. 11. 24
					帝釈丹生山	764.1	H4. 11. 24

図4-7 首都圏近郊緑地保全法による緑地の担保力の強化
(近郊緑地特別保全地区の指定)

